

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」

修学生募集要領

1. 福祉系高校修学資金貸付事業とは

■目的

- この事業は、大阪府内の福祉系高校(※)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することが目的です。

■特徴

- この事業は、公的な貸付制度です。修学や就職のために必要な費用を無利子で貸付し、福祉系高校を卒業後、要件を満たす場合は、貸付金を返すことが不要になる(=返還が免除になる)仕組みです。

ポイント1 「この制度は貸付金です（給付金ではありません）」

- 国庫補助金等をもとに貸付を行い、福祉系高校を卒業後は返還が必要になります。
- 原則、返還期間は、貸付を受けた期間（=修学期間）以内となります。

ポイント2 「福祉系高校を卒業後、介護福祉士の登録を行い、大阪府内で介護分野の業務（P. 7 参照）に従事している間、返還を猶予（返還を先送り）します」

- 卒業後、毎年必要な書類を提出し、1年ごとに従事状況の確認を受ける必要があります。
- 国家資格「介護福祉士」の取得が必須となります。
なお、国家試験は最長3回まで受験を認めます（福祉系高校あるいは大学等を卒業後、最長、卒業年度の翌々年度の試験まで猶予を行うことが可能です）。

※「福祉系高校とは」社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの。

ポイント3 「引き続き3年以上、大阪府内で介護分野の業務に従事した場合、全額返還が免除されます」

- 返還免除の対象業務（P.7 参照）に3年以上の従事が確認できた場合、申請により返還免除の承認を行います。なお、「引き続き…」とは、就職活動の期間や転職を認めていないわけではありません。その場合は、事前に、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」という）への問い合わせが必要です。

ポイント4 「貸付契約が解除された場合や下記の事由に該当した場合は返還になります」

- 福祉系高校を退学した時や、国家試験に不合格（計3回）の場合、大阪府内で介護職員等の業務などに就かなかった時、府社協に必要な届出を行わなかった時などは、貸付金を返還していただきます。

ポイント5 「やむを得ない理由がある場合は、返還を猶予することができます」

- 被災、病気、けが、出産・育児など、介護職員等の業務などに従事することが困難な理由があり、証明するものを提出したうえで、復職する意思をお持ちの場合は、返還手続きに入らないことも可能です。

■全体の流れ

貸付申請	申請者(修学生)は、福祉系高校を通じて、府社協へ申請書類を提出します。
審査・貸付決定	府社協は書類を受理し、審査を行ったうえで貸付の可否を決定します。
契約の締結	修学生は、福祉系高校を通じて借用証書等を提出します。
修学資金の送金	契約の締結後、修学生名義の銀行口座に貸付金を送金します（年1回）。
卒業・進路選択	修学生は、卒業時に福祉系高校を通じて、今後の進路を報告します。 (大学等に進学した場合、在学期間中は返還が猶予されます)
猶 予	修学生は、毎年、業務の従事状況等を府社協に直接報告します。介護福祉士国家試験に合格・登録し、大阪府内で指定業務に従事している期間は返還が猶予されます
返還免除	修学生は、3年間従事後、返還免除の申請を行うことができます。
返 還	福祉系高校の退学や、介護福祉士国家試験に不合格、大阪府内で介護職員等の業務などに従事しなかった場合等は、返還となります。

2. 事業の概要

■貸付対象

- ①大阪府内の福祉系高校に在学する者（学年は問いません）。
- ②福祉系高校を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き3年以上、「**介護職員等の業務**」（範囲はP.13参照）または、「**介護職員等の業務以外**」（範囲はP.14～P.19）に従事しようとする意思を有している者。

■修学資金の種類（全て無利子）

名称	貸付上限額	貸付目的	備考
修学準備金	入学時の貸付けに限り 30,000円以内	介護実習に際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するもの。	1年生対象
介護実習費	一年度当たり 30,000円以内	介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するもの。	3年間の場合 最大90,000円
国家試験受験対策費用	一年度当たり 40,000円以内	福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するもの。	3年間の場合 最大120,000円
就職準備金	卒業時の貸付けに限り 200,000円以内	福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するもの。	3年生対象

- ・1年次に貸付申請を行い、3年間の修学資金の貸付を希望する場合は、最大440,000円の借入が可能です。

(学年別の貸付額の例)

1年生	100,000円	修学準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用
2年生	70,000円	介護実習費、国家試験受験対策費用
3年生	270,000円	就職準備金、介護実習費、国家試験受験対策費用
合計	440,000円	

- ・なお、2年生から3年生までの2年間や、3年生の1年間のみ貸付を行うことも可能です。ただし、過去にさかのぼって貸付けを行うことはできません。

■貸付期間

- ・貸付期間は、福祉系高校に在学する正規の修学期間です。

(留意点)

- ・修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合、当該年度分の修学資金の貸付けは行いません。
- ・また、卒業時に留年し、修学期間が延長した場合、貸付期間に含みません。

■連帯保証人

- ・この事業には、連帯保証人が1名必要となります。
- 原則、法定代理人（親権者・後見人）が連帯保証人になっていただきますが、下記、要件を満たさない場合は、別に要件を満たす1名※の追加が必要です（計2名が必要）。
- ・なお、申請者が成人年齢（18才以上）の場合、連帯保証人との関係は問いません。

（連帯保証人の要件）

- (1) 独立した生計を営んでいる者。
- (2) 日本国内に居住する成年の者。
- (3) 申請日において年齢が65歳未満の者。
- (4) 安定した収入がある者（府・市町村民税の課税がされ、現在、従事中であること）。
- (5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。
①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- (6) 下記、「連帯保証人に該当しない事由」に当てはまらない者。

※別に1名（二人目）の連帯保証人は、申請者との関係は問いません。

（連帯保証人に該当しない事由）

- ・府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている場合。
(親権者が未成年の複数の子どもの修学資金の連帯保証人となる場合を除いて、1名の連帯保証しかできません)
- ・府社協から修学資金の貸付を受けている場合。
- ・生活福祉資金等の貸付の返済を滞納している場合。
- ・債務整理中（自己破産等）の場合。

【連帯保証人が提出する書類】

- ・連帯保証人は、申請時に、所得に関する証明書（府・市町村民税課税証明書）の提出が必要です。
- ・また、審査・貸付決定後には、印鑑登録証明書を提出していただきます。

3. 貸付申請について

項目	内 容
申請期限	在籍する福祉系高校に確認してください。
募集定員	96人程度（予算の範囲内）
申請方法	福祉系高校を通じて、下記、申請書類を提出してください。
申請書類	①福祉系高校修学資金貸付申請書 ②同意書（申請者、親権者および連帯保証人の記名がされたもの） ③申請者の住民票（申請日より前3カ月以内に発行され、申請者を含む 世帯全員 が記載され、続柄や在留資格（外国籍の方の場合）が記載されているもの） ④連帯保証人の令和6年度の府・市町村民税課税証明書（令和5年中の所得証明） ⑤福祉系高校の推薦状 ⑥その他、府社協会長が必要と認める書類
申請手順	➤ 申請者が①～④の書類を準備し、福祉系高校の受付期間内に提出する。 ➤ 福祉系高校は推薦状と推薦者名簿を添えて、申請期限までに府社協へ提出する。
留意点	※P.11の「申請書類の諸注意」をご覧ください。

4. 審査・貸付決定

- 申請書類をもとに貸付審査を実施します。審査の結果については、福祉系高校を通じて書面で通知します。
- なお、審査内容はお答えできませんので、あらかじめ、ご了承ください。
- また、提出された申請書類等は、原則、貸付審査の結果を問わず、返却いたしません。

5. 貸付決定後の手続きについて

- ・貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。

1

■貸付決定の通知や契約書類の送付

- ・福祉系高校を通じて、申請者あてに送付します。内容に誤りがないか、確認してください。
なお、貸付決定後は、申請者を「修学生」と呼称します。

2

■借用証書等の提出（修学生本人→福祉系高校→府社協）

- ・修学生は下記書類を福祉系高校に提出し、福祉系高校はとりまとめのうえ、府社協に提出してください（簡易書留または特定記録郵便をご利用願います）。
 - ①福祉系高校修学資金借用証書
 - ②印鑑登録証明書（提出日前3カ月以内に発行）
 - A 修学生が18才以上の場合…修学生と連帯保証人のもの
 - B 修学生が18才未満の場合…連帯保証人と法定代理人のもの（両親の場合は、父母双方必要）
 - ③貸付金振込口座届出書（修学生名義の振込口座）
 - ④振込先（修学生名義）の銀行口座の通帳の写し
 - ・金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できるもの。

（提出書類の留意点）

- ・**記入方法** 修学生、連帯保証人および法定代理人が必ず**自署**すること。
 - ・**借用証書の押印** 修学生(18才以上)、連帯保証人および法定代理人は**実印による押印**を行うこと。
法定代理人が複数の場合、実印は異なるものが人数分必要。18才未満の修学生は認印で可。
 - ・**収入印紙** 貼付け・消印を行うこと（1枚が望ましい）。
※収入印紙は郵便局で購入してください。切手の貼付けは不可です。
 - ・**口座届出書** 通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること
(ゆうちょ銀行のコードは9900、支店名は漢数字)。
- ※申請書の住所から変更になった時は、新しい住民票を提出してください。

3

■貸付金の送金

- ・借用証書等の提出書類に不備がなければ、府社協に到着後、おおむね1カ月以内に初回の貸付金を送金します。

（例）1年次に貸付契約を行い、貸付金の合計440,000円のケース

○初回の送金

- ・令和7年7月に借用証書を提出した場合・・・8月頃に送金 合計100,000円
(修学準備金30,000円、介護実習費30,000円、国家試験受験対策費用40,000円)

○2回目以降の送金

- ・毎年、在学状況を確認のうえ、4月に当該年度分を送金します。
 - 2年生 70,000円（介護実習費30,000円、国家試験受験対策費用40,000円）
 - 3年生 270,000円（就職準備金200,000円、介護実習費30,000円、国家試験受験対策費用40,000円）

4

■卒業・進路選択

- 修学生は、卒業時に福祉系高校を通じて、必要書類を提出し今後の進路を報告します。

(大阪府内の社会福祉施設等で従事する場合)

- 介護福祉士国家試験の受験結果とともに、下記いずれの業務に従事するかを報告します。

【介護職員等の業務に従事するとき】(範囲はP.13 参照)

- ・引き続き、「福祉系高校修学資金貸付」の修学生として取り扱います。

【介護職員等の業務以外に従事するとき】(範囲は P.14～P.19 参照)

- ・介護福祉士に登録後、「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付」に切り替えます。

(大学等へ進学する場合)

- 大学等の合格通知書や必要書類を提出します。なお、在学期間中は、返還を猶予します。

(在学期間中は、「福祉系高校修学資金貸付」の修学生として取り扱います)

- 卒業後は、介護福祉士国家試験の受験結果とともに、上記いずれの業務に従事するかを報告します。

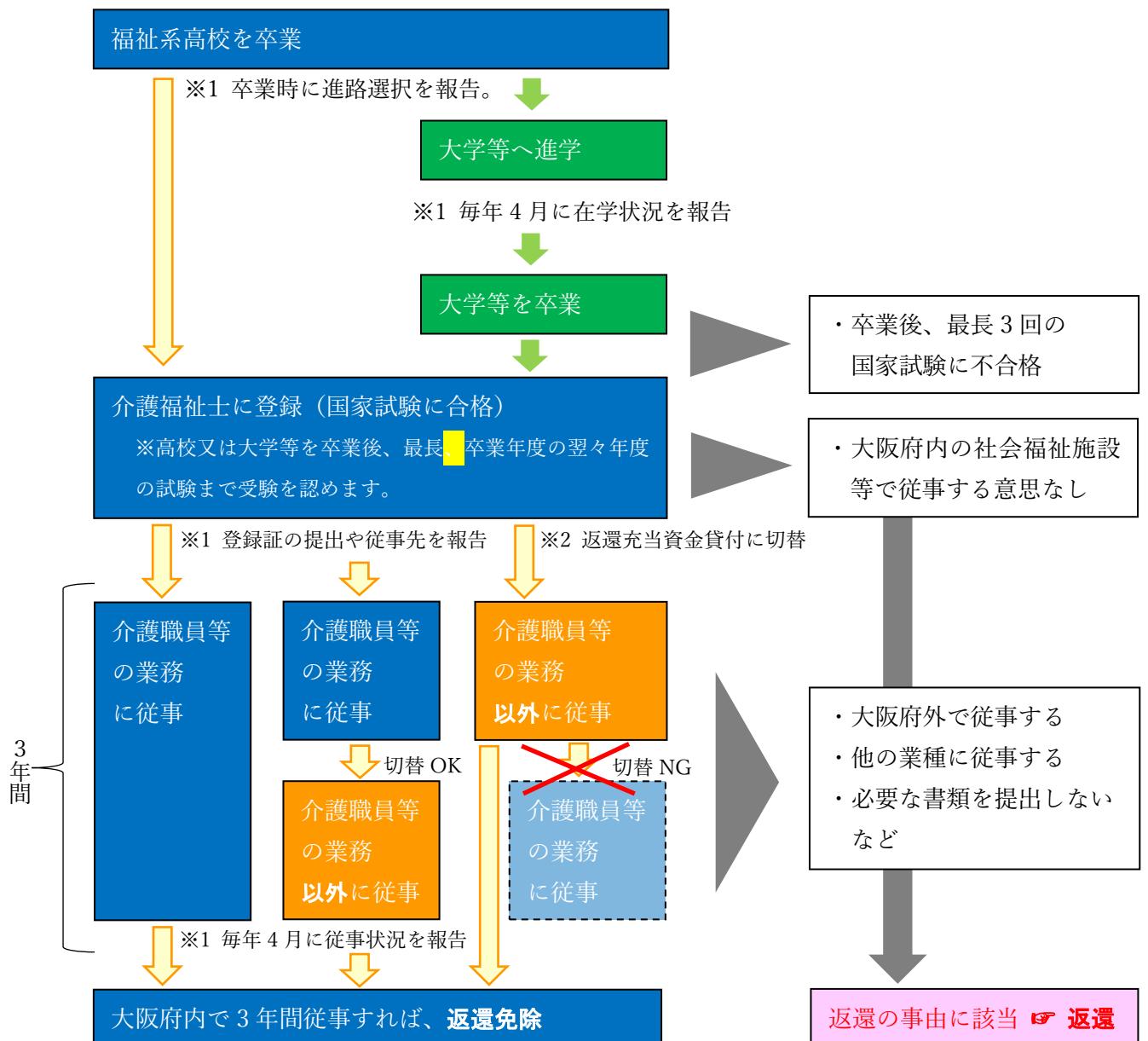
返還免除の対象業務

- ・貸付決定後、介護福祉士の国家試験に合格し、返還免除の対象業務に従事を開始するまで、すべての申請者(修学生)は「福祉系高校修学資金貸付事業」の対象として取り扱います。
- 従事先に応じて、貸付事業の切り替えが必要になりますので、ご留意ください。

業務種別	従事内容
介護職員等の業務 (P.13 参照)	介護保険法の居宅・施設サービスに介護職員として従事。 =引き続き、「福祉系高校修学資金貸付」として取り扱います。
介護職員等の業務 以外 (P.14～P.19 参照)	社会福祉施設で介護職員や生活支援員、相談員等として従事。 =「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付」に切り替えます。 (切り替えに際して、書類の提出は不要です。)

(業務種別の概念図)

6. 福祉系高校を卒業後の流れ



※1 報告や提出のために必要な書類は、その時期に府社協から送付いたします。

※2 返還充当資金貸付への切替（「介護職員等の業務以外」に従事する場合）は、一度だけ認められます。

（例）国家試験に合格し、介護福祉士に登録後

①介護保険施設の介護職員(3年間)→**返還免除**

②介護保険施設の介護職員(2年間)→障がい福祉サービスの生活支援員(1年間)→**返還免除**

③障がい福祉サービスの生活支援員(3年間)→**返還免除**

④障がい福祉サービスの生活支援員(2年間)→介護保険施設の介護職員**※切替（転職）はNG**

7. 返還猶予

- 修学生が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているときは、返還を猶予します。
- 次のいずれかに該当する場合には、申請により貸付金の返還を猶予します。

(以下、「介護職員等の業務」は、「介護職員等の業務以外」を含む)

- (1) 大阪府内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

- また、福祉系高校を卒業後、大学等へ進学した場合や、社会福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設）に在学している期間も返還を猶予します。

8. 返還免除

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、「介護職員等」として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

- ・ただし、法人における人事異動等により、修学生的意思によらず、大阪府外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入します。
- ・「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上とします。
- ・介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えありません。同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しません。
- ・介護職員等の業務に従事後、社会福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により、介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱います。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

- 貸付期間以上（この期間が2年未満のときは360日とする）、介護職員等の業務に従事した場合であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、一部免除は適用されません。なお、免除申請および審査が必要となりますので、事前に府社協へお問い合わせください。

※なお、転職等により、複数の施設・事業所に従事した場合は、引き続き従事しているものとみなし、業務期間として通算します。

※ただし、就職活動中の期間は、業務期間として通算しません。

9. 貸付契約の解除

- 修学生が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとします。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

10. 返還

- 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、月賦又は一括により返還しなければなりません。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、大阪府内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 大阪府内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※「福祉系高校を卒業した日」は、要件に合う場合に限り「国家試験に合格した日」、あるいは「大学等を卒業した日」と読み替えることが可能です。

(返還の具体的な例)

(例) 1年生から3年間の貸付けを受け、その後返還になった場合		返還期間は3年以内
「修学準備金」	30,000円	
「介護実習費」	90,000円 (30,000円×3回)	
「国家試験受験対策費用」	120,000円 (40,000円×3回)	
「就職準備金」	200,000円	
合計	440,000円	⇒ 月々の返還額 約12,222円×36カ月(3年間)

※返還方法は、原則、口座振替となります。

※なお、返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※免除完了後は「免除決定通知書」を、返還完了後は「返還完了通知書」を送付します。原則、「借用証書」や「印鑑登録証明書」はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 1. 申請書類の諸注意

(1) 共通

- 作成にあたっては、下記の注意点に従って記入してください。
- ①氏名の漢字は、住民票に記載された文字を使ってください（略字は不可）。
- ②ボールペンを使用する場合、黒色または青色のものをお使いください。鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクションペン）を使用した場合、再度作成していただきます。
- ③修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消して、その人が使用した印を押し、余白に正しい文字・数字を書いてください。
- ④住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「ヶ月」等は認められません。

(2) 申請書

- 記入例をよく確認し、記入してください。パソコンによる作成でも構いません。
- ・法定代理人（親権者等）の全員および連帯保証人（予定）の氏名・住所を記入してください。
- ・法定代理人（親権者等）の欄は、民法に定める親権者または未成年後見人のみ記入が必要です。親権をもっていない人（離婚して親権者ではなくなった父または母や祖父母）は該当しません。また、未成年後見人は、登記等の提出が必要な場合があります。

(3) 同意書

- 記載内容を十分確認のうえ、記入してください。
- ・申請者、法定代理人（親権者等）および連帯保証人（予定）全員が、各々、自署してください。

(4) 住民票

- 住民票の提出に際しては、以下内容にご注意ください。
- ・住民票は、市区町村の窓口で、申請する方を含む世帯全員が記載された住民票を請求してください。
- ・続柄や在留資格（外国籍の方の場合）が記載されているもの。
- ・申請日より前3カ月以内に発行されたもの。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(5) 連帯保証人の令和6年度の府・市町村民税課税証明書

- 連帯保証人の課税状況等を確認するために、「令和6年度の府・市町村民税課税証明書」を提出してください（令和5年中の課税や所得金額が分かるもの）。
- ・「府・市町村民税課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。
(例)「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」等
※なお、以下は、証明書類として認められません。
「所得証明書」、「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」、「源泉徴収票」、「納税証明書（税務署発行）」など。

(6) 福祉系高校の推薦状

■進学先である福祉系高校から、「介護福祉士として就労する意欲や資格取得に向けた向学心があるか」について所見をいただきます。

(7) その他

■「生活保護受給世帯」に属する場合は、「福祉事務所が発行する生活保護受給証明書」を提出してください。

別途、府社協が福祉事務所に直接連絡を行い、福祉事務所長の意見を付した「保護意見書」の提出を求め、貸付金を収入認定しないことの確認を行います。

12. 申請に関する問い合わせ

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL : 06-6776-2943 (祝日を除く 月～金 9:00～17:00)

FAX : 06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/>

介護職員等の業務の範囲（返還免除対象期間に算入される業務の内容）

- 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう）の業務である者。

施設・事業種類	職種
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）	・介護職員
指定地域密着型通所介護	・介護従事者
第1号通所事業	・介護従業者
指定介護予防認知症対応型通所介護	・介助員
指定短期入所生活介護	など、主たる業務が介護等の業務である者
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・介護職員
指定小規模多機能型居宅介護	・介護従事者
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	・介護従業者
指定訪問入浴介護	・介助員
指定認知症対応型共同生活介護	など、主たる業務が介護等の業務である者
介護老人保健施設	・訪問介護員
指定通所リハビリテーション	・ホームヘルパー
指定短期入所療養介護	※サービス提供責任者としての業務は対象となりません。
指定特定施設入居者生活介護	・看護補助者 看護助手
指定地域密着型特定施設入居者生活介護	など、主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問介護	・訪問介護員
指定介護予防訪問介護	・ホームヘルパー
第1号訪問事業	※サービス提供責任者としての業務は対象となりません。
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・看護補助者 看護助手
指定夜間対応型訪問介護	など、主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問看護	・看護補助者 看護助手
指定介護予防訪問看護	など、主たる業務が介護等の業務である者

※雇用先が、介護保険法の指定を受けていない有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅で従事する場合、介護職員等の業務ではありません。

ただし、訪問介護事業所に雇用され、実際の活動先（従事先）が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の場合は、介護職員等の業務として取り扱います。

※雇用形態は問いません（正規職員、非常勤職員、派遣職員のいずれも可）。

介護職員等の業務以外の範囲（返還免除対象期間に算入される業務の内容）

【介護業務】

1. 社会福祉施設等

●老人福祉法等の施設・事業

施設・事業種類	職種
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス） 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護従業者 介助員 支援員など

●障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者通勤寮 身体障害者更生援護施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者授産施設 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者福祉工場 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など
訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー	

●児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職種
知的障害児施設 知的障害児通園施設 ろうあ児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児（者）通園事業 肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関 児童発達支援 障害児入所施設 保育所等訪問支援	入所者の保護に直接従事する職員 例 保育士 介助員 看護補助者 など
自閉症児施設 盲児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設 重症心身障害児施設 放課後等デイサービス 児童発達支援センター	
居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員

●生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職種
救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、介助員など

●その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム、原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業、原子爆弾被爆者家庭奉仕員派遣事業 労災特別介護施設	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員 介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など
家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る）	家政婦
訪問看護事業	看護補助者

2. 病院または診療所

施設・事業種類	職種
病院 診療所	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、看護補助者、看護助手 など

3. 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職種
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 介護保険法や障害者総合支援法の基準該当サービス 以下の各サービスに準ずる事業 (非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業) その他の介護等の便宜を供与する事業 など	主たる業務が介護等の業務である者 例 介護職員、訪問介護員 など

【相談援助業務】

●第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(1)保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている、 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー

●第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(2)児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、 児童心理司、心理判定員、児童指導員、保育士
(3)母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導職員（少年を指導する職員）、 個別対応職員
(4)児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 職業指導員、里親支援専門相談員
(5)障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターに限る)	児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、 心理指導担当職員 など
(6)児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
(7)児童自立支援施設	児童自立支援専門員　児童生活支援員 個別対応職員　家庭支援専門相談員　職業指導員
(8)児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
(9)障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く) 児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、 放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業	児童指導員　保育士　障害福祉サービス経験者 児童発達支援管理責任者　心理指導担当職員 訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員）
(10)障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(11)病院及び診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 (ア) 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 (イ) 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助 (ウ) 患者の社会復帰に係る相談援助

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

	(エ) 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員
--	--

●第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(12)身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケースワーカー
(13)身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応じる職員

●第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職種
(14)精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている 精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

●第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(15)救護施設及び更生施設	生活指導員（作業指導員、職業指導員を除く）

●第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職種
(16)福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉司知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員）・ケースワーカー 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 家庭相談員、面接相談員、婦人相談員 母子・父子自立支援員、母子相談員、就労支援員

●第8号 壳春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(17)婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
(18)婦人保護施設	入所者を指導する職員

●第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(19)知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー

●第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(20)養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員、主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、相談・指導を行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員

●第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(21)母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員、母子相談員

●第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(22)介護保険施設 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 指定介護療養型医療施設)	生活相談員、支援相談員 介護支援専門員（ケアマネジャー）
(23)地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

●第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職種
(24)障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
(25)地域活動支援センター	指導員
(26)福祉ホーム	管理人
(27)障害福祉サービス事業 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援、自立生活援助)	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 就労定着支援員、地域生活支援員

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

(28)一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
(29)特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

●第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職種
(1)授産施設及び宿所提供的施設（生活保護法）	指導員
(2)乳児院（児童福祉法）	児童指導員、保育士、個別対応職員 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
(3)有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
(4)指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員 計画作成担当者
(5)身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法） 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、 身体障害者福祉工場	生活支援員、指導員
(6)精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法）	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
(7)知的障害者援護施設（障害者総合支援法） 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮	生活支援員
(8)高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
(9)隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
(10)都道府県社会福祉協議会	・日常生活自立支援事業に規定する専門員 ・その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
(11)市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱） 2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員 ・日常生活自立支援事業に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る）を行っている職員
(12)児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(13)指定発達支援医療機関（児童福祉法）	児童指導員及び保育士
(14)独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
(15)知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
(16)刑事施設、少年院、少年鑑別所	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
(17)地方更生保護委員会及び保護観察所	保護観察官、社会復帰調整官
(18)更生保護施設	補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
(19)労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
(20)心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
(21)児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(22)子育て短期支援事業を行っている、 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所 等	相談援助業務を行っている職員
(23)「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・ 自立支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
(24)地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(25)「利用者支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(26)母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
(27)就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
(28)重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員及び保育士
(29)点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
(30)共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
(31)障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち 療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行 う 施設	相談援助業務を行っている職員
(32)児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲 ろうあ児施設及び肢体不自由児施設	児童指導員及び保育士
(33)児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
(34)障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健 福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援する ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等 及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25 条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
(35)地域生活支援事業に基づく「身体障害者自立支援」を行ってい る 施設	相談援助業務を行っている職員

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

(36) 地域生活支援事業に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(38) 「精神障害者地域定着支援事業」を行っている施設	地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
(39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(40) 「アウトリーチ事業」「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
(41) 介護保険法に規定する、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(42) 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	支援相談員、生活指導員
(43) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
(44) 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
(45) 指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員、生活指導員
(46) 指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
(47) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員及び介護支援専門員
(48) 居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
(49) 介護予防支援事業、第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
(50) 「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス	生活援助員
(51) 「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
(52) サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
(53) 地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
(54) 就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
(55) ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
(56) 地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
(57) ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
(58) ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
(59) 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(60) 熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
(61) 自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
(62) 生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者自立相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
(63) 被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
(64) 発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
(65) 広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
(66) 地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
(67) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(68) 障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する業務を行う職員
(69) 雇用保険法に規定する障害者雇用安定助成金のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(70) 障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者及び就業支援担当者、生活支援担当職員
(71) 公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポート 発達障害者雇用トータルサポート 雇用トータルサポート（大学等支援分）
(72) スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
(73) 難病相談支援センター	難病相談支援員
(74) 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
(75) 子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
(76) 母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
(77) 地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
(78) 子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
(79) 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置さ	相談援助業務を行っている職員

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

れる中核機関	
(80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
(81) 家庭裁判所	家庭裁判所調査官
(82) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
(83) 「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター
(84) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	生活支援提供責任者
(85) 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
(86) 厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

※相談援助業務の施設・事業種類の番号は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務範囲等について」の「別添1 指定施設における業務の範囲等」に記された番号を示しています。

※雇用形態は問いません（正規職員、非常勤職員、派遣職員のいずれも可）。

ただし、返還免除の申請が可能になる「**3年間**」とは、在職期間が通算1,095日以上、かつ、業務に従事した期間が540日以上、必要になります。

1週間あたり3日～4日従事することが求められます。

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金(以下「修学資金」という。)は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの(以下「福祉系高校」という。)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付対象者は、大阪府内の福祉系高校に在学する者とする。

(貸付対象者の選定)

第3条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会长(以下「会長」という。)は、貸付対象者の選定にあたっては、福祉系高校から推薦を求めるなどにより公正かつ適切に行う。

2 貸付対象者の選定は、福祉系高校の入学決定前に行なうことは差し支えない。この場合、貸付対象者の福祉系高校への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めて差し支えない。

(貸付額)

第5条 修学資金の貸付上限額は次の(1)から(4)の合算額以内とする。

なお、(1)から(4)については授業料、入学金に充当することは出来ない。

(1)修学準備金 入学時の貸付けに限り30,000円以内

・介護実習に際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当するもの。

(2)介護実習費 一年度当たり30,000円以内

・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するもの。

(3)国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内

・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するもの。

(4)就職準備金 卒業時の貸付けに限り200,000円以内

・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するもの。

2 利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

(連帯保証人)

第6条 本事業においては、法定代理人が保証人となることとし、貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号の

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

いざれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- (4) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号のいざれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

当該要件については、修学生が、地域の介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達成することを目指して置かれているものであり、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)は修学生がこれら要件を満たすことができるよう、学習又は就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、修学生に対して、会長が定める時期に現況届の提出を求め、修学生的就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

1 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいざれか遅い日の属する月以降、3年(以下、「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、修学生的意思によらず、大阪府外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上を標準として会長が定めることとする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとすること。

また、介護職員等の業務に従事後、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福祉士養成施設」という。)における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(例えば育児休業等により第8条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下同じ。)により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により国家試験を受験でき

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領なかつた場合又は国家試験に合格できなかつた場合であつて、会長が修学生的申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えて差し支えない。本運用については、第11条における読み替えの適用は除くものとする。

- 2 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、返還の適用の前に修学生的就労継続に当たっての相談支援等を行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかつたとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行つたが、大阪府内において介護職員等の業務に従事しなかつたとき。

なお、第10条において規定される業務に従事した場合においては、当該返還に充てるための資金を新たに貸付けることにより事業が移行することに留意する。

- (4) 大阪府内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行)

第10条 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行つたが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知)の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除了した範囲の業務に従事した場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金(以下「返還充当資金」という。)を貸付け、第9条の返還に充てることにより、修学資金から返還充当資金へ支援を移行することとする。

新たに貸付けた返還充当資金に係る貸付方法、返還の債務免除、返還及び会計処理等の運用については、事務次官通知の規定に則り行うものとする。

(福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い)

第11条 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等(以下「大学等」という)に進学した場合(この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。)、大学等を卒業するまでの間、第8条、第9条に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、第8条、第9条、第10条(1において先述の通り読み替え運用を除く。)における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えて運用する。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 (当然猶予)会長は、修学生が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 (裁量猶予)会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 大阪府内において介護職員等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、介護職員等の業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

第13条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 大阪府内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、1(3)における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図ることを鑑み、その適用以前に修学生的就労継続に当たっての相談支援などを行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく修学生的状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

- (2) 裁量免除の額は、大阪府内において、介護職員等の業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは360日とする。)の2分の3に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の少数については切り捨てるものとする。

(延滞利子)

第14条 会長は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 福祉系高校修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④家族滞在

2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という）が実施している生活福祉資金等の貸付金の借受人になっている等、非該当の要件ではない者。

3 福祉系高校を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き3年以上、昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務に従事しようとする者。

(福祉系高校の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）は、貸付けを受けた者（以下「修学生」という。）が在学中、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、指導等を十分に行うものとする。

(貸付申請)

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、福祉系高校を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会长（以下「会長」という）に申請するものとする。

2 福祉系高校の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。
3 福祉系高校の入学前に貸付け決定を行った場合、当該福祉系高校へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

(連帯保証人)

第5条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の（1）から（6）に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 独立した生計を営んでいる者。
- (2) 日本国に居住する成年の者。
- (3) 申請日において年齢が65歳未満の者。
- (4) 安定した収入がある者。
- (5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

(6) 府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

- 2 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 3 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 4 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付決定)

第6条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、福祉系高校を通じて申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第7条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から21日以内に、福祉系高校修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

- 2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。
- 3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の交付)

第8条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、毎年4月に当該年度分を口座振込の方法により交付する。

なお、初回の修学資金の交付は、前条の規定により必要書類の提出があったときとする。

3 貸付契約の内容に変更が生じ、会長が必要と認めた場合は、修学資金の交付を休止する。

(返還の債務の当然免除)

第9条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 要綱第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは返還の猶予を

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。

4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。

5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。

(1) 療養のためは、3年。

(2) 産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）。

(3) 育児休業は、子が1歳（一定の場合において1歳2ヶ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6ヶ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。）に達する日までの期間。

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達する日までの間の1年間。

(4) 介護休業は、3ヶ月。

6 修学生は、福祉系高校あるいは大学、専門学校等を卒業し、介護福祉士の国家試験に合格後、府社協に従事内容を届出なければならない。

なお、従事内容が、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、要綱第8条に規定する「介護職員等」の業務を除いた範囲の業務の場合、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金を貸付け、要綱第9条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

(返還の債務の裁量免除について)

第11条 要綱第13条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 要綱第13条第1項の1及び2に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

第12条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなつたときは、当該事由に該当することとなつた日（要綱第12条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。）から速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。

2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。

ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

第13条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適當でないと認めるものにつ

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
いっては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

第14条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

(届出義務)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、福祉系高校に在学中は福祉系高校を通じて届け出るものとする。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 修学生が留年したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。
- (6) 連帯保証人が死亡したとき。

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において介護職員等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は介護職員等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第16条 修学生が介護職員等の業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。ただし、従事期間には算入しないものとする。

- (1) 6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間
- (2) 6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、介護職員等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数を参考にする。

(返還金の催告)

第17条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。なお、債権回収会社に業務委託を行う場合もある。

(調査)

第18条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第19条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第20条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に基づく債務に関する訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第22条 連帯保証人もしくは第三者払いにおいて返還完了した場合を除き、借用証書等の返却は原則しない。

2 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

(文書の保存期間)

第23条 府社協は、次のとおり、文書を保存するものとする。

- (1) 会計帳簿、伝票及び証憑書類は、当該会計年度終了後10年間。
- (2) 補助金の額の確定にかかる書類は、確定日の属する年度の終了後10年間。
- (3) (1)、(2)以外の関係書類は5年間。

なお、詳細は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和 7 年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金返還充当資金(以下「返還充当資金」という。)は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。)第 40 条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの(以下「福祉系高校」という。)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金(以下「福祉系高校修学資金」という。)を貸付け、その後、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱(以下「基金貸付要綱」という。)の第 10 条に掲げる事項に該当する者に対して、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金を貸付ける事業である。

(貸付対象)

第2条 返還充当資金の貸付対象者は、基金貸付要綱の第 10 条に掲げる事項に該当する者。

(貸付対象者の決定)

第3条 返還充当資金の修学生は、福祉系高校あるいは大学、専門学校等(以下「大学等」という。)を卒業し、介護福祉士の国家試験に合格後、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)に対し、従事先を報告することにより決定する。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、福祉系高校修学資金と同様とする。

(貸付額・方法)

第5条 貸付けを行った福祉系高校修学資金と同額とする。

2 利子は、無利子とする。

3 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

4 貸付方法は、貸付対象者に実際に貸付けるのではなく、契約変更等を行い、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金へ付け替えを行い、府社協内の会計処理で完結する。

(連帯保証人)

第6条 本事業においては、法定代理人が保証人となることとし、貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会长(以下「会長」という。)は、修学生が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

(1) 貸付契約の解除を申し出たとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

(4) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

1 大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の
長の業務から、福祉系高校修学資金の返還免除対象業務の範囲(基金貸付要綱の第8条に掲げる
範囲)を除いた業務(以下「充当資金返還免除対象業務」という。)に、3年の間、引き続き、これらの
業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動により修学生の意思によらず、大阪府外において充当資金返還免
除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。

なお、前述の「3年」の計算については、在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事
した期間が 540 日以上を標準として会長が定めることとする他、充当資金返還免除対象業務に従事
した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えない
ものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しな
いものとすること。

また、充当資金返還免除対象業務に従事後、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科
学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(以下「社会福
祉士養成施設」という。)における修学、災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により
充当資金返還免除対象業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないものと
するが、引き続き、充当資金返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

当該要件については、修学生が、地域の介護人材として定着するという本事業の本来の趣旨を達
成することを目指して置かれているものであり、府社協は修学生がこれら要件を満たすことができるよ
う、就労継続に当たっての相談支援などを行うよう努めるものとする。

なお、適切な返還債務の免除を行うため、修学生に対して、会長が定める時期に現況届の提出を
求め、修学生的就労状況等について、定期的に把握するよう努めるものとする。

2 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起
因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属す
る月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等
により返還しなければならない。

なお、返還の適用に当たっては、充当資金返還免除対象業務に従事した者の定着促進を図るもの
のであることを鑑み、返還の適用の前に修学生的就労継続に当たっての相談支援等を行い、第8条
の貸付額に係る返還の債務を免除できるよう促すことに努めるものとする。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 大阪府内において充当資金返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 (裁量猶予)会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる
事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できる
ものとする。

(1) 大阪府内において充当資金返還免除対象業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、充当資金返還免除対象業務に従事することが困難であると客
観的に判断できる場合であること。

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることができると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 大阪府内において本事業による貸付けを受けた期間以上、充当資金返還免除対象業務に従事したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

2 返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、1(3)における返還の債務の裁量免除は、本事業が充当資金返還免除対象業務に従事した者の定着促進を図ることであることを鑑み、その適用以前に修学生的就労継続に当たっての相談支援などを行い、第8条の貸付額に係る返還の債務を免除できるように促すことを努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく修学生的状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

(2) 裁量免除の額は、大阪府内において、充当資金返還免除対象業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは360日とする。)の2分の3に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の少数については切り捨てるものとする。

(延滞利子)

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和 7 年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金返還充当資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金返還充当資金（以下「返還充当資金」という。）の貸付けに関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 返還充当資金の貸付対象者は、要綱第2条および社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要領（以下「基金貸付要領」という。）の第2条に掲げる事項に該当する者とする。

2 福祉系高校を卒業後、大阪府内の社会福祉施設等で介護福祉士として、引き続き3年以上、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱（以下「基金貸付要綱」という。）の第8条に規定する「介護職員等」の業務を除いた範囲の業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者。

(福祉系高校の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）は、貸付けを受けた者（以下「修学生」という。）が在学中、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、指導等を十分に行うものとする。

(連帯保証人)

第4条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の（1）から（6）に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 独立した生計を営んでいる者。
- (2) 日本国内に居住する成年の者。
- (3) 申請日において年齢が65歳未満の者。
- (4) 安定した収入がある者。
- (5) 日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。

①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等

(6) 府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

2 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。

3 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。

4 修学生が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を会長に提出し、

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
その承認を得なければならない。

(返還充当資金への付け替え)

第5条 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）は、返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金へ付け替えを行った場合は、書面により修学生に通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第6条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、返還充当資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第7条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、返還充当資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。

4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。

5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。

(1) 療養のためは、3年。

(2) 産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）。

(3) 育児休業は、子が1歳（一定の場合において1歳2ヶ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6ヶ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。）に達する日までの期間。

父母とともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達する日までの間の1年間。

(4) 介護休業は、3ヶ月。

6 修学生は、福祉系高校あるいは大学、専門学校等を卒業し、介護福祉士の国家試験に合格後、府社協に対し従事先を報告しなければならない。

なお、従事内容が、第2条の2項の業務の場合、返還充当資金を貸付け、基金貸付要綱第9条の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することとする。

(返還の債務の裁量免除について)

第8条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、返還充当資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 要綱第11条第1項の1及び2に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

第9条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなつたときは、当該事由に該当することとなつた日（要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。）から速やかに、返還充当資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。

2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた返還充当資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。

ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

第10条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適當でないと認めるものについては、貸付けした返還充当資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

第11条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかつたときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

(届出義務)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、福祉系高校に在学中は福祉系高校を通じて届け出るものとする。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があつたとき。
- (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- (4) 修学生が留年したとき。
- (5) 修学生であることを辞退するとき。
- (6) 連帯保証人が死亡したとき

2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

3 修学生が、大阪府内において充当資金返還免除対象業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は充当資金返還免除対象業務に従事しなくなつたときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第13条 修学生が充当資金返還免除対象業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き、充当資金返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。ただし、従事期間には算入しないものとする。

- (1) 6カ月以上業務に従事した場合は、3カ月間
- (2) 6カ月未満業務に従事した場合は、1カ月間

2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、充当資金返還免除対象業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなつた日の前日の属する月までの月数を参考

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領
にする。

(返還金の催告)

第14条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。なお、債権回収会社に業務委託を行う場合もある。

(調査)

第15条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第16条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第17条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に基づく債務に関する訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第19条 連帯保証人もしくは第三者払いにおいて返還完了した場合を除き、借用証書等の返却は原則しない。

2 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

(文書の保存期間)

第20条 府社協は、次のとおり、文書を保存するものとする。

(1) 会計帳簿、伝票及び証憑書類は、当該会計年度終了後10年間。

(2) 補助金の額の確定にかかる書類は、確定の日の属する年度の終了後10年間。

(3) (1)、(2)以外の関係書類は5年間。

なお、詳細は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年11月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1) 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程 個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、福祉系高校修学資金貸付事業および福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業（以下「本事業」という。）にかかる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)	次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項 ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票（謄本） ④修学生決定・不承認通知書 ⑤推薦状 ⑥福祉系高校修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書 ⑧同意書 ⑨修学資金借用証書 ⑩印鑑登録証明書 ⑪源泉徴収票又は住民税課税証明書 ⑫住民税非課税証明書 ⑬生活保護受給証明書 ⑭保護変更決定通知書（写し） ⑮在留カード（写し） ⑯振込先金融機関の通帳など（写し） ⑰業務従事開始届 ⑱介護福祉士登録証（写し） ⑲現況報告書 ⑳業務従事期間証明書 ㉑修学資金返還計画書 ㉒修学資金返還猶予申請書 ㉓修学資金返還免除申請書 ㉔各種 承認・不承認通知書 ㉕在学者一覧 ㉖その他会長が必要と認める書類
個人情報の利用目的	本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 (1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③償還状況管理 (2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②福祉系高校修学資金貸付事業を実施する社会福祉協議会 ③本事業利用者が所属する福祉系高校 ④連帯保証人 ⑤業務委託機関 ⑥その他法令に基づき、必要と認められる団体
その他の情報	本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。
個人情報保護担当者	大阪福祉人材支援センター所長および所属職員
本事業における苦情対応担当者	大阪福祉人材支援センター所長

令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」修学生募集要領

MEMO



令和7年度「福祉系高校修学資金貸付事業」 修学生募集要領

令和7年（2025年）3月発行

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54

大阪社会福祉指導センター 3階

TEL：06-6776-2943 （月～金（祝日を除く）9：00～17：00）

FAX：06-6761-5413

（ホームページ） <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>